

福井市マイアクア木製遊具制作仕様書

1 物品名 木製遊具(遊具本体、土台及び木球) 一式

2 納品場所 福井市東森田1丁目2415番地
森田配水塔(マイアクア)2階展示室
設置面積 約9.6㎡ 平面図は別紙1参照

3 納入期限 令和5年3月31日

4 目的

毎日の生活の中で当たり前利用できる水について、その大切さや、きれいな水ができるまでの過程を広く知ってもらえるよう、雨粒から家庭の蛇口、そして再び雨粒へと戻っていく水の循環をわかりやすく遊具で表現し、マイアクア2階展示室に設置する。

遊具を使用してもらうことで、小さな子どもには遊びながら水に親しみを覚えてもらい、小学生や保護者には水や水道事業の大切さについて学んでもらえる「水育」を推進する。

5 遊具制作の内容

(1)木製遊具の設計

- ア 遊具制作・納品工程表の作成
- イ 展示場所の確認
- ウ 設計図等作成
- エ ア～ウについて発注者との協議
- オ 打合せ記録簿の作成

(2)木製遊具の制作

(1)において設計した展示遊具を制作する。

(3)木製遊具の設置

(2)において制作した展示遊具を運搬・設置する。

(4)研修の実施

設置した遊具の遊び方・取扱い方法等(日常点検・清掃・消毒・修繕等)について、施設管理職員に実地研修を行い、また、一定期間経過後に安全点検を行う。

(5)打合せ協議の実施

発注者と受注者の間で、適宜協議、調整を行うものとし、協議後は必ず打合せ記録簿を作成すること。

6 対象年齢

幼児～小学生(3～12歳)の利用を想定

7 展示遊具の規格等

(1)求める機能など

空の雨粒から山～山から川～川から浄水場・配水池～浄水場から水道管を通して各家庭の蛇口～下水管から川～雨粒への水の循環の過程が立体的に表現される。

ア 木球で水を表現すること。

イ 過程ごとに木球が動いていくことが360度わかるようにすること。

ウ 福井市とわかるように、特徴的な造形(九頭竜浄水場、マイアクア、北陸新幹線、新九頭竜橋など)をいくつか取り入れること。

エ 循環の過程で、木球のルートや色が変わる、音が鳴るといった仕組みを4か所以上取

- り入れること。そのうち、いくつかは子どもが干渉できるようにすること。
- オ 前号 4 か所中 1 か所は、浄水場・配水池とする。
- カ 各家庭から排水された後、川～雨粒の過程では、子どもが干渉することで木球が上昇する仕組みを取り入れること。
- キ 保護者が子どもを見守りやすいよう見通しを考慮した遊具とすること。
- ク 限られた資源を大切に利用していくSDGsの取組啓発ができるような機能又は表現があること。

(2)遊具規格

- 本体 縦 100cm以上250cm以下 横 100cm以上150cm以下
- 高さ(台を含めて) 90cm 以上
- 木球 直径 4cm以上

(3)使用材料等

- ・木製で制作する部分については、0.5 m³以上福井県産材を使用すること。
- ・遊具の維持管理の軽減、長寿命化を目指した材料の使用や加工を施すこと。
- ・塗装塗料は、自然塗料とする。
- ・接着剤を使用する場合は、強度及び耐久性に優れたもので、F☆☆☆☆認定品を使用すること。

(4)安全性について

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(改訂第2版)に準拠すること。
- ・「遊具の安全に関する基準(一般社団法人 日本公園施設業協会発行)」に準拠すること。
- ・遊具の対象年齢、遊び方及び注意事項などを掲載したセーフティサインを適切に設置すること。

(5)注意事項

- ア 現場により発生する副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。
- イ 目的物の制作は福井県内で実施すること。

8 納品について

- (1)施設内への成果物の搬入においては、既存設備を傷めないよう養生等を行うこと。
- (2)施設内での作業時間は、原則開館日の午前9時から午後4時30分までとする。それ以外の日程で作業が必要な場合には、発注者と協議するものとする。
- (3)納品にあたっては、以下のものを提出すること。
 - ア 県産材の使用実績量がわかるもの
 - イ 全体事業費、木材使用量の割合がわかるもの
 - ウ 県産材使用証明書

9 留意事項

- (1)受注者は、本件実施にあたり本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制の下で実施すること。
- (2)受注者は、制作の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (3)遊具の点検及び修繕に関する費用、その計画について提示すること。
- (4)受注者は、本件において知り得た情報ならびに成果物を他に漏洩、公表、又は使用してはならない。
- (5)調査費や交通費など、設計・施工に必要な費用は、すべて契約金額に含むものとする。
- (6)受注者は、設計施工の実施にあたり、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

10 成果品

- (1)木製遊具

- (2) 報告書(製品仕様、標準使用期間及び保証年数、消耗部材とその推奨交換サイクル等について記載すること)
- (3) 完成写真、完成図、設計図、打合せ記録簿
- (4) 遊具の遊び方、取扱説明書、日常点検マニュアル等を記載した写真付き図書
- (5) 上記、成果品の電子データ
- (6) その他本市が必要とする成果品

11 成果品の利用及び著作権

- (1) 受注者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28に規定する権利を含む。以下同じ。)を、本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、本市に対し行使しない。本市は、著作権法第20条の規定に関わらず、必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
- (3) 成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受注者はその著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に関わる一切の手続きを行い、その費用は購入費に含めるものとする。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

12 その他

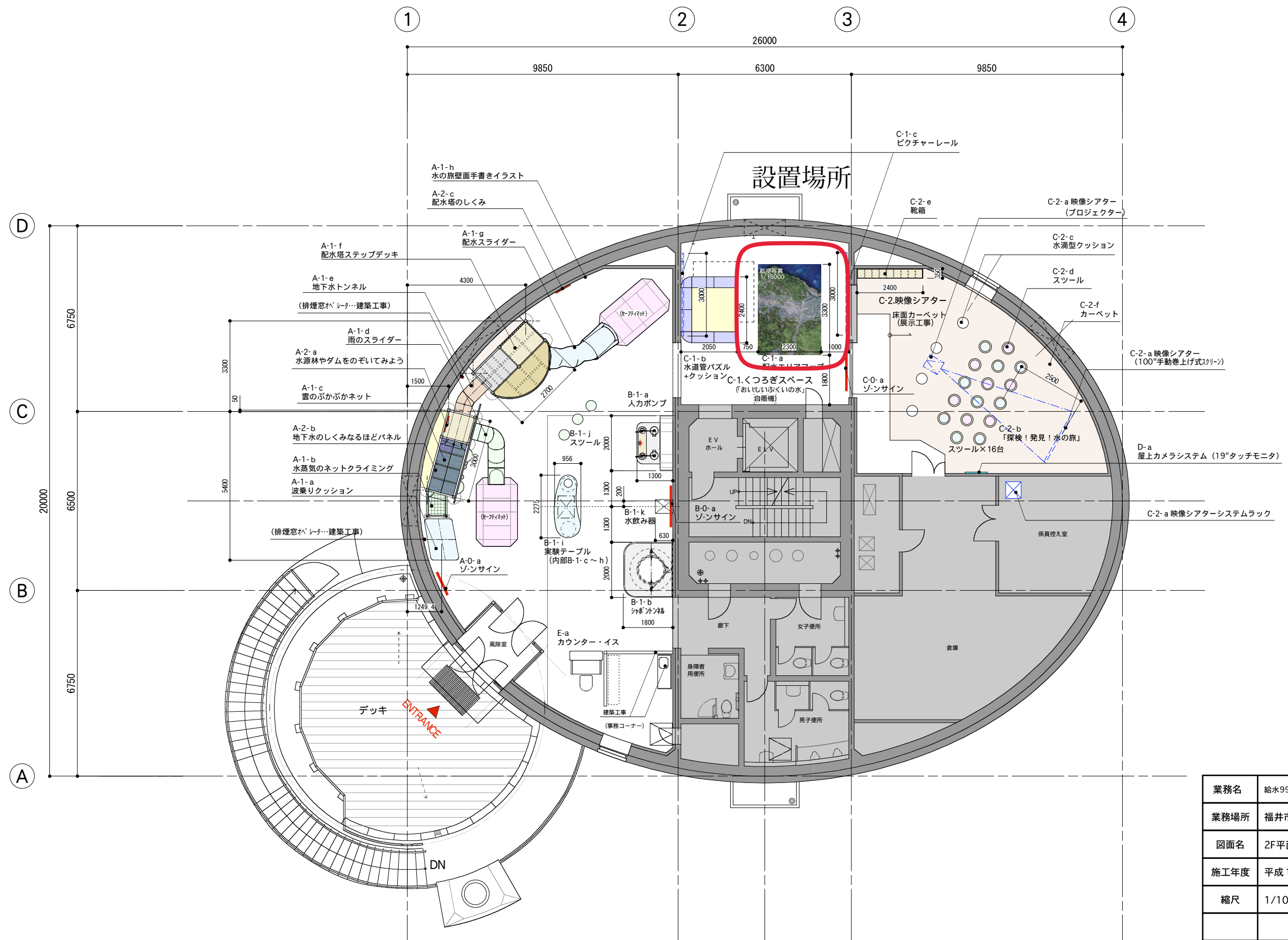
- (1) 納品後、1年以内において成果品に契約不適合が発見された場合には、本市の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や本件の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこととする。

13 問い合わせ先

(事務局)福井市企業局上下水道経営部経営管理課 担当 淵本
住所:〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号
電話:0776-20-5615 FAX:0776-27-2753
電子メール:kkanri@city.fukui.lg.jp

参考資料

別紙1 設置場所図面



業務名	給水99 (仮称) 森田配水塔 展示施設 整備業務委託		
業務場所	福井市 森田新保町 地係		
図面名	2F平面図		
施工年度	平成19年度	作成年月日	H19.07.27
縮尺	1/100	図面番号	10/29
会社名			
事業者名	福井市企業局給水課		